

『特別手当』

(1) 手当を支給される人

特別手当は、厚生労働大臣の認定（原爆症の認定）を受けた被爆者であって、現在、その認定を受けたけがや病気が治った人に支給されます。

ただし、医療特別手当を支給されている人には、特別手当は支給されません。

(2) 手当をうけるための手続き

手当をうけるためには、(3)の書類を居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。認定されると、特別手当証書が送られ、申請した月の翌月から、毎月支給されます。

(3) 申請に必要なもの

- ・ 特別手当認定申請書
- ・ 被爆者健康手帳
- ・ 申請人名義の預金通帳

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。

(4) 手当を受けている人の届出

手当を受けている人が氏名、居住地、手当の振込口座の変更があるときは、そのつど届出が必要です。